

---

# 2007年版不公正貿易報告書

## WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た 主要国の貿易政策

2 0 0 7 年 4 月  
通 商 機 構 部

# 不公正貿易報告書とは

- ・WTO協定等の国際ルールを基準として、改善が求められる又は期待される主要国の貿易政策・措置について指摘を行い、その改善を促す産業構造審議会の年次報告書。
- ・米国、EU、カナダ、中国等も同様の報告書を毎年公表。
- ・報告書では、我が国の主要貿易相手国における政策・措置について、問題点及び我が国のポジションを示すとともに、問題解決に向けた我が国の取組等を紹介。

(参考) 2007年版報告書で指摘を行っている措置は112件であり、その内訳は、米国35件、中国28件、ASEAN19件、EU12件、その他18件。

- ・また、2007年版からは、WTO協定に加えて、経済連携協定・投資協定についても、新たな国際ルールとして分析・紹介。
- ・報告書を受けて、経済産業省は優先度が高いと考えられる案件を優先取組案件とし、問題解決に向けた交渉等を重点的に実施。



---

# WTO協定の活用

# WTO紛争解決手続

- ・1995年のWTO発足以来、WTO紛争解決手続が用いられた案件は361件（2007年3月末現在）。
- ・関税、アンチ・ダンピング措置、非関税障壁、サービス参入規制等、WTO協定のカバーする様々な措置が、同手続の対象となり得る。
- ・米国の輸出企業優遇税制措置、EUのホルモン牛肉措置等、米EU間でも懸案解決のために同手続が用いられている。
- ・我が国も、米国通商法第301条に係る自動車関税問題を皮切りに、同手続を積極的に活用。2007年1月には、米国のアンチ・ダンピング手続（ゼロイング）について、WTO協定違反の認定をWTO紛争解決機関において得た。
- ・また、WTO加盟後5年を経た中国の措置についても、米国・EU・カナダの要請により完成車特徴認定制度に係るパネル審理が行われている他、2007年2月には輸出補助金問題について米国・メキシコが協議要請（パネル設置要請の前段階）がなされている。（いずれの手続にも我が国は第三国として参加。）
- ・さらに、我が国は、WTO紛争解決手続の活用には至らなかったが、中国の写真フィルム関税問題、インドネシアのデジタルカメラ関税問題について、WTO協定を根拠に改善を求め、二国間で解決に至っている。

# 2007年の優先取組案件①

不公正貿易報告書を受けて、経済産業省が今後の通商政策を進める上で当面の優先度が高いと考える案件及び方針を、「経済産業省の取組方針」として公表。次頁以下に紹介するとおり、ほぼすべての案件について、問題の解決又は大幅な改善が見られている。

2007年4月における優先取組案件は次の11件。新規案件として3件追加している。

## WTO勧告の早期履行を求めているもの

下記案件については、既に、我が国の主張を全面的に認容するWTO勧告が確定。WTO勧告の早期履行を求めている。

### ○ 米国

- ・バード修正条項に基づく分配の停止
- ・ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行
- ・熱延鋼板へのアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行
- ・1916年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する措置への対応<新規案件>

## 2007年の優先取組案件②

### 既にWTO紛争解決手続に付託されており、我が国も参加しているもの

中国を巡る下記案件については、米国等により既にWTO紛争解決手続に付託され、我が国も第三国として参加している。これらの案件については、我が国としては、WTOや二国間協議の場を通じて制度の明確化・改善を求めていく。

#### ○ 中国

- ・自動車部品への関税賦課の是正
- ・補助金制度の透明かつWTO協定整合的な運用・改善 <新規案件>

### 今後、様々な取組(二国間協議、WTOを含む多国間枠組)を通じ問題解決を図っていくもの

中国、EU、アジア各国に関する下記案件については、今後、様々な取組(二国間協議、WTOを含む多国間枠組)を通じ問題解決を図る。

#### ○ 中国

- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応
- ・アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善

#### ○ EU

- ・情報技術協定対象製品への関税賦課の是正 <新規案件>
- ・化学品及び電気・電子機器に係る各種規制の明確性・統一性の確保

#### ○ アジア各国(ASEAN、韓国、台湾、香港、インド)

- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

# 近年の優先取組案件に係る状況(1)

| 対象国・地域 | 優先取組事項                                    | 改善・取組状況                                                                                                                                |
|--------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 米国     | バード修正条項に基づく分配の停止                          | 我が国は、2005年9月、米国に対する対抗措置を発動。こうした動きを踏まえ米国は2006年2月に同条項を廃止。なお、経過規定により分配が当面継続する(2006年11月の日本分の分配額は約78億円)ため、我が国からは分配停止を申入れるとともに、同年8月に対抗措置を延長。 |
|        | ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行                        | 2007年1月、我が国の主張を全面的に認め、ゼロイングはAD手続全体を通じてWTO協定違反であるとする上級委員会報告が発出・採択。右報告の履行期間設定のため、同年3月には、我が国は本件をWTO仲裁手続に付託。                               |
|        | 日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行       | 未履行部分の勧告実施のための法案は、2006年末の米国第109議会閉会により、審議未了のまま廃案。米国政府は2007年1月、本件に新議会と取り組む意思を表明。                                                        |
|        | 1916年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する措置への対応<新規案件> | 2006年8月、我が国は、損害回復法に係る訴訟差止の仮命令の破棄を求めるアミカス・ブリーフを米国連邦控訴裁判所に提出。                                                                            |
| 中国     | 模倣品・海賊版等の不正商品問題への対応                       | 2006年6月の知的財産権保護に関する官民合同ミッションの派遣や、同年9月の中国専利法改正調査団との意見交換等により、制度改善の要請と協力の両面から取組みを実施。2007年4月に刑事訴追基準に係る法人の閾値の引き下げがなされた。                     |
|        | 完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正               | 2006年10月、米国、EU、カナダからの要請に基づいてパネルが設置。我が国も、同パネルに第三国として参加。2007年5月に第1回パネル会合が開催予定。                                                           |
|        | アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善                   | 2006年4月の経済産業省と商務部の定期協議等で提起した他、個別事案に関しても政府意見書を提出し、中国がWTO協定整合的に制度を運用することを申し入れた。                                                          |
|        | 補助金制度の透明かつWTO協定整合的な運用・改善<新規案件>            | 2006年10月のWTO補助金委員会等において提起。また、2007年2月に米国及びメキシコが、中国の補助金制度に輸出補助金等が含まれているとして協議要請を実施。同年3月に開催された当事国協議に、我が国も第三国として参加。                         |
|        | 有毒化学品輸出入規制に基づく輸出入手続の改善                    | 2006年2月の在北京日本大使館からの申入れ、4月の経済産業省と商務部の定期協議等の結果、登録費用に関する懸念が解消。                                                                            |
|        | 写真フィルム等への関税賦課の是正                          | 二国間協議の結果、2006年1月及び2007年1月に、中国は各品目の従量税率を譲許税率相当に引下げ。税率違反はほぼ解消。                                                                           |

## 近年の優先取組案件に係る状況（２）

| 対象国・地域                        | 優先取組事項                                                        | 改善・取組状況                                                                                  |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| EU                            | 情報技術協定対象製品への関税賦課の是正 <新規案件>                                    | 2007年1月の甘利経済産業大臣とマンデルソン欧州委員との会談等、累次の協議を実施。                                               |
|                               | 化学品規制 (REACH)                                                 | 日EU規制改革対話等の結果、一物質登録等を盛り込んだ規制案を、2006年12月にEU理事会で採択。2007年6月に施行予定。                           |
|                               | 電気・電子機器廃棄物に関する指令 (WEEE) 及び電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令 (RoHS) | 日EU規制改革対話等の結果、欧州委員会は明瞭化のためのFAQや施行ガイダンス文書を公表。                                             |
| インドネシア                        | デジタルカメラへの関税賦課の是正                                              | 二国間協議の結果、インドネシア政府はITA委員会で2006年10月に、2009年1月までの関税の段階的撤廃に合意。2007年改訂関税率表にて、関税引下げを実施。         |
| マレーシア                         | 自動車への内国税に係る内外差別の是正                                            | 日マレーシア経済連携協定交渉において改善を要請。2005年10月、マレーシアは完成車の関税・物品税体系の見直しを発表し、現地生産車間 (国民車－非・国民車) の差別はほぼ解消。 |
| アジア各国・地域 (ASEAN、韓国、台湾、香港、インド) | 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応                                       | APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国・地域内の法制整備、取締強化等を要請するとともに、各国・地域における関係機関の人材育成を支援。       |



# 近年の優先取組案件における改善・取組事例①

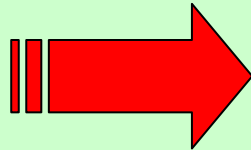
## 米国

### ゼロイング方式によるダンピング値幅の算定

米国は、アンチダンピング手続において、一部の取引を人為的に無視する（＝価格差を「ゼロ」とみなす）「ゼロイング」方式を適用して、ダンピング値幅を算定し、もって不当に高いアンチダンピング税を課してきた。

一部の取引を無視してダンピング値幅を算定することは、すべての取引を考慮しなければならないと定めたアンチダンピング協定2条、9条等に抵触する。

2007年1月の上級委員会報告書において、我が国の主張を全面的に認め、AD手続全体を通じてゼロイングがWTO協定違反であることが認定され、その是正が勧告された。現在、履行のための協議を実施中。



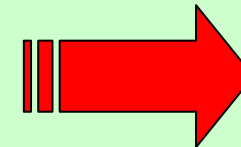
## 中国

### 完成車特徴認定制度の問題

完成車の特徴を備えていると認定されているものを輸入する場合、自動車部品の関税率(10%)ではなく、完成車の関税率(25%)が適用される制度が導入され、一部施行されている。

自動車部品に対し、より高い完成車の関税率が適用されることは、ガット2条に抵触する恐れがある。

2006年3月末に、米国及びEUが、中国に対して協議要請を行い、我が国も第三国として協議に参加。中国は一部規定の施行延期を発表したが、同年10月にパネルが設置された。我が国も同パネルに引き続き第三国として参加。第一回パネル会合は2007年5月開催予定。



# 近年の優先取組案件における改善・取組事例②

## 中国

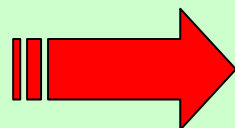
### 有毒化学品輸出入環境管理制度

「中国が厳格に輸出入制限する有毒化学品リスト」の該当品目には、有毒化学品輸入環境管理登録証の発行手続きが義務づけられているところ、2006年1月、右リストに新たに158品目が追加された。

必要と想定される以上の手数料を徴収している点等について、貿易制限的な運用を禁止するTBT協定2条との整合性に疑義がある。

中国当局との数次の申し入れ、懸念の表明の結果、2006年7月の日中経済パートナーシップ協議において、「登録費用は販売契約毎に発生するものではなく、1回登録証を取得すれば有効期間（2年間）中であれば何回でも輸入できる」と回答があり、最大の懸念は解決。

※登録証発行手続き  
・手数料1万米ドル  
・契約毎に輸入登録、輸入許可を課している



## 中国

### 写真フィルム等に対する関税譲許不履行

写真感光材料 HS37に属する37品目に、高関税が賦課されていた。

中国がWTO加盟時に約束した譲許税率より高い関税を課している場合、ガット2条に抵触する可能性がある。

2006年1月及び2007年1月の関税率改正により、従価税換算するとほぼ譲許税率に近い率まで引き下げられた。



例) カラーネガフィルム(35mm)の関税

2002年時・・・  
120元/m<sup>2</sup>  
従価税換算で  
190%超

譲許税率  
2002年・・・42%  
2006年・・・18%

2007年1月の  
関税率改正  
・・・28元/m<sup>2</sup>

# 近年の優先取組案件における改善・取組事例③

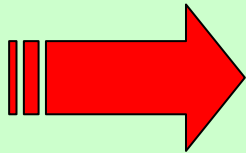
## インドネシア

### デジタルカメラへの関税賦課に関する問題

ITA (情報技術協定) 対象品目であるデジタルカメラについて、2003年時点で5%の関税を賦課。2004年には関税分類を変更し、動画機能付きデジタルカメラに15%の関税賦課を開始。

ITAでは、2002年までに対象製品を無税譲許することに合意している。ITAの対象品目リストには「digital still image video camera」が含まれており、無税譲許しているデジタルカメラに対する関税の賦課は、GATT2条違反の疑義がある。

2006年7月、インドネシアが、デジタルカメラに係る関税を、2007年から2009年にかけて最恵国待遇ベースで段階的に撤廃することで合意。



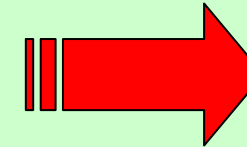
## マレーシア

### 自動車に関する内国税の適用等に関する問題

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車及び輸入車との間で、物品税の賦課について差別的な取扱いがなされていた。

物品税について、事実上国産品である国民車を優遇している場合、ガット3条2項の「内国税に関する内国民待遇」に抵触する可能性がある。

2005年10月にマレーシア政府より発表された新自動車政策（関税・物品税体系の見直し）により、国民車と他の現地生産車の間の物品税の差別的取扱いはほぼ解消された。



---

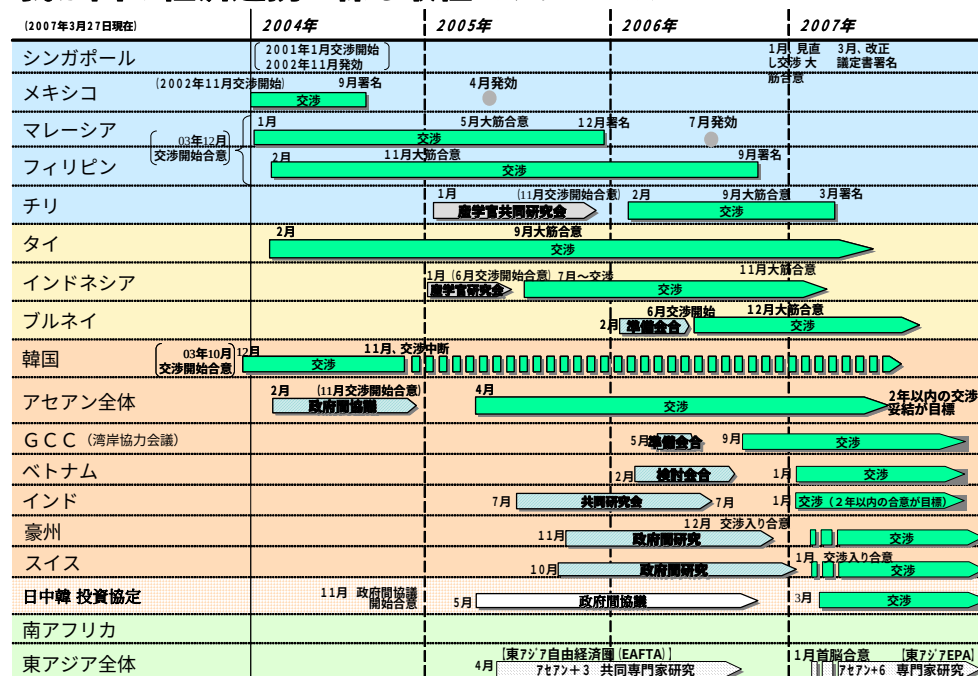
# 経済連携協定・投資協定の活用

# 経済連携協定・投資協定の位置づけ

○経済連携協定・投資協定が増加し、WTO協定を補完。

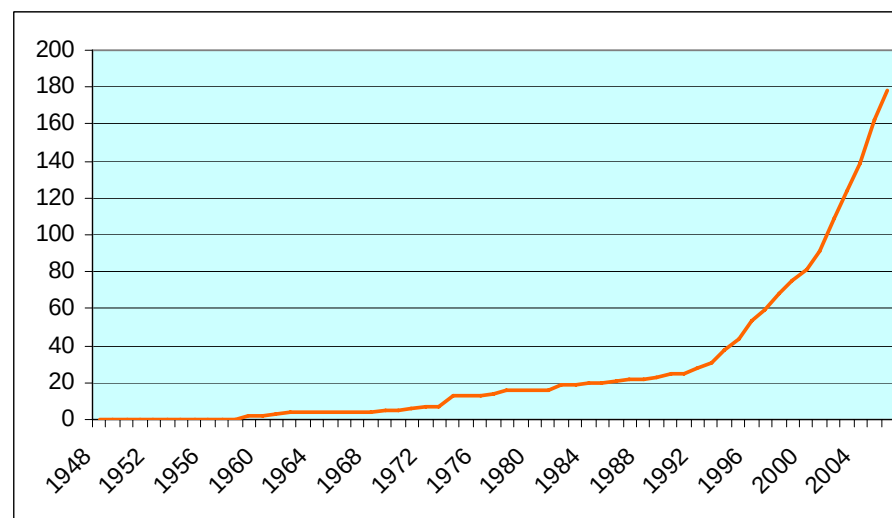
1. 我が国は、WTO体制の維持・強化を通商政策の基軸としつつも、2002年以降、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイとの間で経済連携協定 (EPA) を締結。交渉中のEPAも多い。また、11の投資協定 (BIT) あり。
2. 結果、貿易政策に係る国際ルールの中で、経済連携協定・投資協定 (EPA・BIT) の割合が相対的に増加。物品、投資、サービス等の分野を規律し、WTO協定を補完。米国、EC、アジアを中心とする三大貿易地域で進展する地域貿易協定の動きや、アジア太平洋地域でAPECを軸に進められている地域協力の動きは、WTOの多角的貿易自由体制を支え、究極的には世界全体での貿易・投資の自由化へ貢献していくことが期待される。
3. 2007年版において第III部を新設し、EPA・BITについても紹介。
  - － 我が国が締結したEPA・BITに加え、NAFTA等、第三国間の主な協定について、規律内容を紹介・比較。
  - － 今後、我が国が締結したEPA・BITについて、遵守状況を注視していく。

## 我が国の経済連携に係る取組スケジュール



## 世界におけるFTA/EPAのWTOへの通報件数

1990年には25件。2006年末には191件まで増加。



(WTO資料より) 12

# 不公正貿易報告書第III部の特徴

- 我が国の締結したEPAの法的規律を網羅。
- 第三国間のFTAと比較、今後の我が国のFTA/EPA交渉への示唆を与え得るもの。

## 第III部 経済連携協定・投資協定 目次

|     |                                                |
|-----|------------------------------------------------|
| 総論  | 経済連携に向けた規律の策定                                  |
| 1.  | 本報告書における経済連携協定の位置づけ                            |
| 2.  | 各国・地域の動向                                       |
| 3.  | 我が国の取組み                                        |
| 第1章 | 物品貿易の諸論点<br>(関税、原産地規則、アンチ・ダンピング措置、セーフガード、基準認証) |
| 第2章 | サービス                                           |
| 第3章 | 人の移動                                           |
| 第4章 | 知的財産                                           |
| 第5章 | 投資<br>＜参考＞ 投資仲裁に係る主要ケース                        |
| 第6章 | 競争、政府調達、貿易円滑化                                  |
| 第7章 | その他(エネルギー、環境、紛争解決等)                            |

## 我が国の締結したEPAの条文構成

### 日シンガポール EPA

|      |              |
|------|--------------|
| 第1章  | 総則           |
| 第2章  | 物品の貿易        |
| 第3章  | 原産地規則        |
| 第4章  | 税関手続         |
| 第5章  | 貿易取引文書の電子化   |
| 第6章  | 相互認証         |
| 第7章  | サービスの貿易      |
| 第8章  | 投資           |
| 第9章  | 自然人の移動       |
| 第10章 | 知的財産         |
| 第11章 | 政府調達         |
| 第12章 | 競争           |
| 第13章 | 金融サービスに関する協力 |
| 第14章 | 情報通信技術       |
| 第15章 | 科学技術         |
| 第16章 | 人材養成         |
| 第17章 | 貿易及び投資の促進    |
| 第18章 | 中小企業         |
| 第19章 | 放送           |
| 第20章 | 観光           |
| 第21章 | 紛争の回避及び解決    |
| 第22章 | 最終規定         |

### 日メキシコ EPA

|      |                     |
|------|---------------------|
| 第1章  | 目的                  |
| 第2章  | 一般的定義               |
| 第3章  | 物品の貿易               |
| 第4章  | 原産地規則               |
| 第5章  | 原産地証明書及び税関手続        |
| 第6章  | 二国間セーフガード措置         |
| 第7章  | 投資                  |
| 第8章  | 国境を越えるサービスの貿易       |
| 第9章  | 金融サービス              |
| 第10章 | 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在 |
| 第11章 | 政府調達                |
| 第12章 | 競争                  |
| 第13章 | ビジネス環境の整備           |
| 第14章 | 二国間協力               |
| 第15章 | 紛争解決                |
| 第16章 | 協定の実施及び運用           |
| 第17章 | 例外規定                |
| 第18章 | 最終規定                |

### 日マレーシア EPA

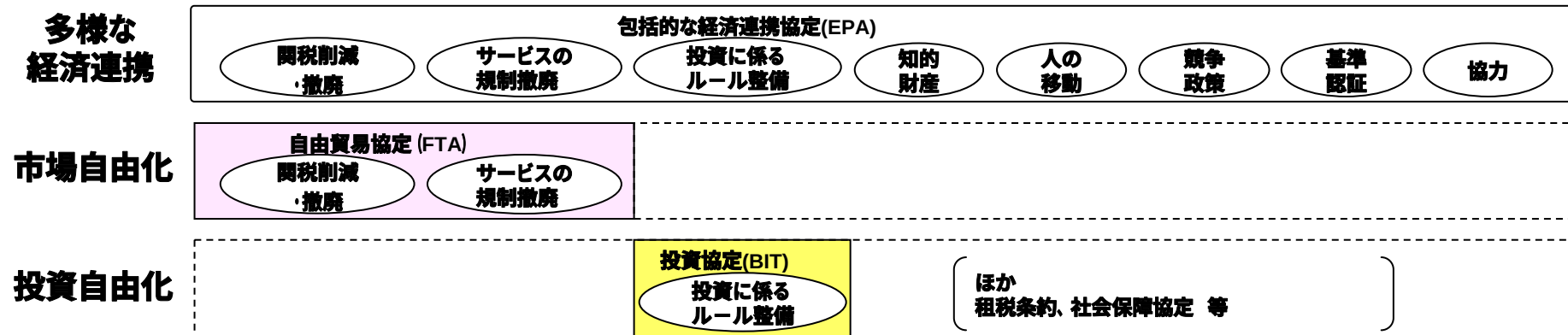
|      |                    |
|------|--------------------|
| 第1章  | 総則                 |
| 第2章  | 物品の貿易              |
| 第3章  | 原産地規則              |
| 第4章  | 税関手続               |
| 第5章  | 強制規格、任意規格及び適合性評価手続 |
| 第6章  | 衛生植物検疫措置           |
| 第7章  | 投資                 |
| 第8章  | サービスの貿易            |
| 第9章  | 知的財産               |
| 第10章 | 反競争的行為の規制          |
| 第11章 | ビジネス環境の整備          |
| 第12章 | 協力                 |
| 第13章 | 紛争解決               |
| 第14章 | 最終規定               |

### 日フィリピン EPA

|      |           |
|------|-----------|
| 第1章  | 総則        |
| 第2章  | 物品の貿易     |
| 第3章  | 原産地規則     |
| 第4章  | 税関手続      |
| 第5章  | ペーパーレス貿易  |
| 第6章  | 相互認証      |
| 第7章  | サービスの貿易   |
| 第8章  | 投資        |
| 第9章  | 自然人の移動    |
| 第10章 | 知的財産      |
| 第11章 | 政府調達      |
| 第12章 | 競争        |
| 第13章 | ビジネス環境の整備 |
| 第14章 | 協力        |
| 第15章 | 紛争の回避及び解決 |
| 第16章 | 最終規定      |

# 我が国のEPAの評価と課題

1. 我が国のEPAへの取組は、数の上でも着実に増加（締結済み6件、交渉中9件、検討中3件）。
2. 内容面でも我が国のEPAは、原則としてWTOでカバーしない分野をも含む包括的な取組。規律の範囲、質において諸外国のFTAと比較して遜色ないもの。



3. 東アジアでの経済連携はある程度道筋。東アジア以外の大市場国、投資先国へFTA・投資協定も活用しつつ対応。
4. 二国間EPAのみならず、多国間EPAも重要。日アセアンの早期締結。
5. 投資協定は締結数で他国に出遅れ（全世界で2495件。我が国は17件）。
6. 知的財産保護も充実。引き続き注力。
7. 資源・エネルギーへの取組を本格化。環境も重要。



# 各分野の評価①

## 物品貿易自由化：

往復貿易額の90%超を10年以内に関税撤廃。GATTに則り、実質上のすべての貿易について自由化。

## 原産地規則：

我が国のEPAは関税分類変更基準か付加価値基準かを選択できる制度を基本。

(参考)

世界には大別して3類型あり。

米州型：関税分類変更基準をベース

欧州型：加工工程基準と付加価値基準をベース

アジア型：付加価値基準をベース

## アンチ・ダンピング：

我が国のFTAでは、アンチ・ダンピング協定上の権利義務を確認する、標準的なものとなっている。

(参考)

世界のFTAにおけるアンチ・ダンピングの規定例は3類型。

- ①WTOアンチ・ダンピング協定上の権利義務を確認するもの
- ②アンチ・ダンピング協定より厳しい規律を規定するもの
- ③アンチ・ダンピング措置を域内で廃止するもの

## セーフガード：

我が国のFTAでは、WTOセーフガード協定に準拠した標準的なもの。

## 投資：

二国間投資協定(BIT)の締結数は少ないが、日韓、日越以降のBIT及びEPA投資章は、保護(内国民待遇(NT)、最恵国待遇(MFN)、公正衡平待遇、資金移動の自由、争乱からの保護、収用からの保護)に加えて、自由化(NT、MFN、パフォーマンス要求の禁止)、及び原則として投資家対国家仲裁を含む国際的にも高度なもの。

(参考)

米国：二国間投資保護協定に加え、自由化を含むFTA投資章(NAFTA、米豪、米星等)。モデルBITを公表。

欧州：各国が多数の二国間投資保護協定を締結(自由化規律は含まない)。多くの国がモデルBITを公表。

## サービス：

我が国のEPAサービス章における約束は、日墨以外、ポジリスト形式。相手国におけるコンピュータ関連サービスや建設機器・事務機器のレンタル・リース等、製造業関連サービスの自由化に力を入れている。

(参考)

NAFTA、豪星、米星、米豪はネガリスト。



## 各分野の評価②

### 人の移動：

短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家等の入国及び一時的滞在を認めるほか、日フィリピンEPAでは、看護師、介護福祉士の我が国への受入を認めた。

(参考)

他国のFTAでは、EUスイスにおける労働条件の内国民待遇のように、GATS約束を大きく上回る例もある。

### 知的財産権：

日本：審査迅速化と手続簡素化、周知商標の保護や形態模倣行為の禁止等の権利保護強化、税関差止め対象の拡大等のエンフォースメント強化と、バランスのとれた高度な内容。

(参考)

米国：特定分野の詳細な規定（著作権保護期間の延長（50年→70年）、インターネットサービスプロバイダ免責要件の明確化（ネット上の違法コンテンツの削除手続き）、医薬品販売承認申請で提出したテストデータの保護、エンフォースメント強化等）。

EU：国際条約への加盟義務と加盟すべき条約のレビューを規定する簡潔なもの。

### 競争：

反競争的行為への適切な措置の実施および当局間の協力を規定。

### 政府調達：

相手国に応じ、最恵国待遇、情報交換、協議等の仕組みにより、第三国に劣位しない競争条件の確保を図っている。

### 貿易円滑化：

税関手続の迅速化、税関当局間の協力強化など。

### エネルギー、環境：

これまでの我が国のEPAでは実体的規律はまだ多くないが、今後、重要となる分野。

(参考)

他国のFTAでは、環境や労働について、独立の補助協定を設ける例がある。

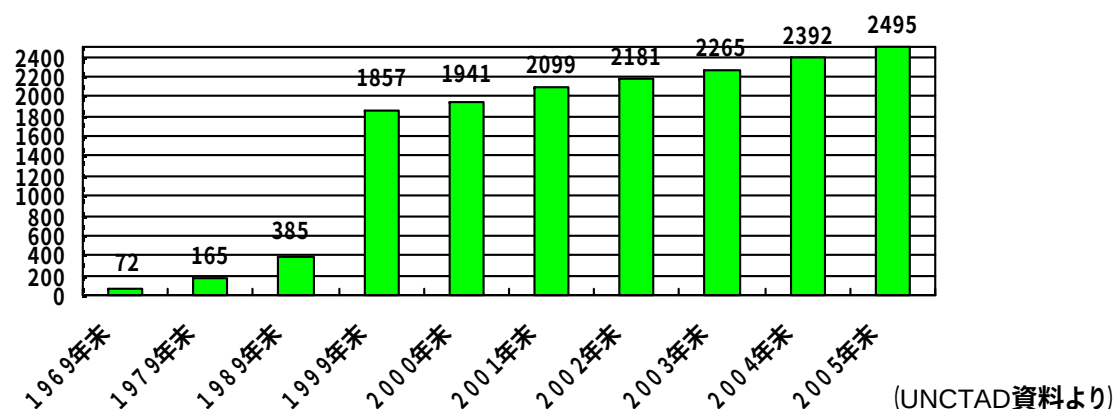
### ビジネス環境整備：

協定の履行と並行し、ビジネス環境改善のための対話枠組みを確保。

# 投資協定・EPA投資章

- 世界の二国間投資協定 (BIT) は、2005年末現在で2495存在。現在、日本の協定数は17のみで他国に出遅れ (11の投資協定と6の経済連携協定 (EPA) 投資章)。
- 投資協定とビジネス環境整備の併行した取組み。
- 投資協定と投資保険を政策的にリンクさせることも重要。(①対象国選定、②料率、付保率等の引受条件、③支払い等の実施 (含む代位) )

90年代に急増した世界の二国間投資協定数



主要国の二国間投資協定の締結状況 (2005年6月現在)

| 国名   | 署名した投資協定の数 |
|------|------------|
| ドイツ  | 132        |
| 中国   | 113        |
| 英国   | 101        |
| フランス | 98         |
| 韓国   | 80         |
| インド  | 56         |
| 米国   | 47         |
| 日本   | 11         |

出典：UNCTAD “World Investment Report 2006” UNCTAD “database on BITs”

注：投資関連の規律を主たる内容とする協定の数。自由貿易協定・経済連携協定における投資章などは含まれていない。

我が国の二国間投資協定の締結相手国

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ①エジプト (1977年)  | ⑦バングラデシュ (1998年) |
| ②スリランカ (1982年) | ⑧ロシア (1998年)     |
| ③中国 (1988年)    | ⑨モンゴル (2001年)    |
| ④トルコ (1992年)   | ⑩韓国 (2002年)      |
| ⑤香港 (1997年)    | ⑪ベトナム (2003年)    |
| ⑥パキスタン (1998年) |                  |

注 ( ) は署名年。

# 経済連携協定及び投資協定の紛争処理

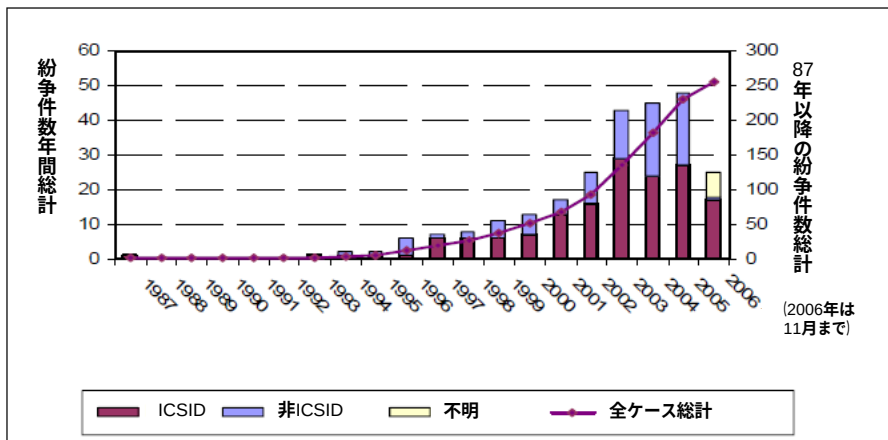
- FTA/EPAは、締約国間の紛争解決手続を整備。
- また、投資協定は、上記に加え、「投資家対国家」の紛争解決のため仲裁手続を整備。近年、仲裁件数は急増（全世界で255件。我が国企業関連では、海外子会社が活用した1件のみ）。
- 我が国も、FTA/EPAや投資協定を、今後の紛争解決のベースとなる法的枠組と位置づけ、積極的に活用していくことが課題。

## <FTA/EPAにおける国家間仲裁の概要>

多くの協定の紛争解決手続は、WTOのDSUと同様、国家間で争いが生じた場合、(i) 当事国協議、(ii) 協定の定める紛争解決機関への付託、(iii) 紛争解決機関による拘束力のある決定、(iv) 被申立国による措置の是正又は補償、とのスキームを整備。我が国の締結しているEPAも同様のスキームを採用。

## <投資協定に基づく投資家対国家の仲裁>

### 急増する投資家対国家の仲裁 (2006年11月までの累積)



(UNCTAD資料より)

### エネルギー憲章条約を活用した投資家対国家の仲裁

エネルギー分野では、FTA/EPA及びBITのほか、多国間国際条約である「エネルギー憲章条約」(Energy Charter Treaty)の紛争処理規定も活用されている。エネルギー分野での、投資、貿易、送金の自由を保護した、現在において唯一の多国間投資協定(現在、日本を含む46ヶ国が条約加盟)。

具体例: 2005年、ユーコスの外国人株主が、税金を名目とした違法な収用でロシア政府を提訴した案件等。